

令和 8 年第 7 回

君津市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 3 日（金）

令和8年第7回君津市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月3日（金）午後2時00分から午後2時23分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	石和田 勉	8番	重 田 弘 巳
9番	小 泉 春 水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠 男	12番	長谷川 貢
13番	鈴 木 隆	14番	石 井 和 美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長
主幹（事）事務局次長
主査
副主査

安田 禎則
伊藤 嘉宏
占部 和裕
古市 和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

会 長 開 ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年第 7 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

会 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

会 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

1 番、内海孝夫委員、3 番、水野徳子委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 6 号

会 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号について説明します。

貞元地先の田 1 筆、面積 201 平方メートルを売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は高齢となり離農したいため譲渡する。譲受人は取得して自家消費野菜の栽培を始めたいとしております。

なお、登記上は田ですが、現状は畑の状態で管理されております。

許可基準として、農機具は譲渡人から耕運機等を借り受けます。

農作業従事日数は、1 名で延べ 180 日と申告しており、取得面積から見て資格等については問題ないと思われま

す。議案第 2 号について説明いたします。

糠田地先の田 2 筆、合計面積 3,966 平方メートルの売買による所有権移転です。

譲渡人は離農したいため譲渡する、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は9,600平方メートルの経営規模があります。

農機具は、耕運機、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ200日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第3号について説明します。

山本地先の田1筆、面積816平方メートルの売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人からの要望を受け譲渡する、譲受人は自己所有農地に隣接する申請地を取得して、集約化を図り経営の安定化を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は約2万5,000平方メートルの経営規模を有しております。

農機具は、トラクター、コンバイン、乾燥機等を所有しています。

農作業従事日数は、3名で延べ700日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第4号について説明します。

俵田地先の田1筆、1,021平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は離農したいため譲渡する、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は、自作、借入れを含め5万2,000平方メートル余の経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ500日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第5号について説明いたします。

向郷地先の田7筆、合計面積5,341平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は、相続を受けたが維持管理が難しいため譲渡する。譲受人は、申請地は自社農産物直売所の隣接地であり、取得して耕作面積の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は農地所有適格法人として1万9,000平方メートルを超える経営規模を有しております。

農機具は、トラクター、管理機、定植機械等を有しています。

農作業従事日数は、5名で延べ850日と申告しているほか、繁忙期には臨時雇用者もあり、資格等については問題ないと思われます。

議案第6号について説明します。

笹地先の畑、595平方メートルの賃借権の設定であります。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望に応え貸し付ける。譲受人は、君津市への移住を機に農地を借り受け、自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は県外の農業法人にて2年間の業務経験を有しており、農機具は、小型のトラクター、耕運機、刈払い機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で205日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上であります。

会 長 ただいま、議案第1号ないし議案第6号までの事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、私から報告いたします。

議案番号1について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊1ページを御覧ください。

地図の中央の道路が六手貞元線になります。味楽園さだもとの交差点、JAの表記があるところですが、そこから国道方向に1キロほど行ったところを左折して、150メートルほど行ったところが申請地になります。

6月24日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は一部で野菜を栽培しておりましたが、ほとんどは草刈り等した管理された状態でした。

譲渡人は高齢のため離農したいということで、譲受人はサツマイモをここで栽培したいというふうにおっしゃっていました。

特に問題ないと思われます。審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第2号につきまして、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案第2号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は別冊2ページを御覧ください。

現場は小糸公民館の東側に位置する田んぼですが、現在は田んぼとして耕作されております。

せん。

6月20日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。譲受人は、田んぼとして管理していくもので、特に問題ないと思いますのでよろしく御審議ください。

会 長 続きまして、議案第3号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 では、10番、齊藤です。

議案番号3について説明いたします。

申請内容、詳細については、先ほど事務局より説明がありました、そのとおりです。

現地につきましては別冊の3ページを御覧ください。

現地は、図の山本地先となります。410号バイパスを久留里方面からJA小櫃のスタンドを過ぎて馬來田方面に向かって2キロほど行った先に山本の信号があります。そこを左折してすぐに線路を渡り、10メートルほどの左側が現地となります。

6月24日、代理人の方に現地で説明を聞きました。受け人のイチゴのハウスの隣ということで、前からこの土地を使用したいと思っていらしたそうです。そういう気持ちがあって、今回の渡し人のほうへ相談し、了解を得て所有権移転となりました。

渡し人と受け人はともに専業農家で、今後も期待できることと思います。

以上の内容で、特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 続きまして、議案第4号について、11番、重田忠男委員からお願いいたします。

重田（忠）委員 11番、重田です。

議案第4号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地説明は別冊の4ページを開いていただきたいと思います。

新410号線、馬來田方面から久留里方面に向かい、俵田2の信号の先、300メートル右に入った田んぼでした。

現地は耕作しており、現地確認は6月22日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は離農したいため、譲受人は規模を拡大したいためということで、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 続きまして、議案第5号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 12番、長谷川です。

詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

場所は別冊 5 ページのお開きください。

国道410号線のイレブンオートキャンプパークというのがあります。その前に愛彩畑の販売所があります。そして、その販売所のすぐ後ろ側になります。

6月23日、譲受人の役員の方と現地確認を行いました。譲渡人は、農業はせずに休耕地で荒れているような状態になっておりました。譲受人は、法人としてすぐ隣接地もやっております、この土地を、一応開墾からやらないとできないような状態になっていると思います。販売野菜を栽培していきたいということでもあります。

特に問題はないと思われます。

御審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 続きまして、議案第6号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号6番につきまして、現地確認の調査の説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の6ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号がありまして、県道24号線を3キロメートルぐらい鴨川方面のほうに向かいますと、笹の信号、亀山ダム入口の信号がありまして、その信号機の向かいの山側が申請地となります。

6月22日に譲受人と見地確認をいたしました。現地につきまして、草刈り等はきれいになっておりまして、少し耕耘されておりまして、譲受人はよそから近隣の古民家を最近購入してありまして、その隣なので借りるということになっております。今、その古民家についても自分でリフォーム中でありまして、譲受人は野菜等を栽培して、将来はJAに出荷したいなということでありました。

既にトラクター、耕運機等は用意されていまし、近隣等につきましても、水利権についても特には問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま、議案第1号ないし議案第6号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 3 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 4 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 5 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 6 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第 7 号

会 長 日程第 4、議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号について御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

下湯江地先の田１筆、４６平方メートル、畑１筆、４３１平方メートルのうち、２２５平方メートルを駐車場へ転用します。

申請地は、市街化調整区域内で農地区分は第２種農地相当となります。市街化調整区域内ですが、駐車場であり、建築物とならないことから問題ありません。

申請人は、隣接で美容室を営んでおり、来客用駐車場として使用するものです。

埋め立てはせず、整地のみを実施します。

生活排水等はありません。雨水は自然浸透となります。

工事中は保安員を配置の上、周囲に危険が及ばないようにします。

周辺には土砂流出を防ぐとともに、周辺農地への日当たり等、影響を及ぼさないようにします。

以上です。

会 長 議案第７号について、事務局説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第７号について、私から報告いたします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊７ページを御覧ください。

下湯江の千葉医療福祉専門学校前の道路を富津方向に進み、左側のファミリーマートを過ぎてすぐ左側が申請地になります。

６月２４日に代理人と現地確認を行いました。申請地は耕作されておりましたが、草刈り等はされており、管理された状態でした。

申請人の奥さんが隣でパーマ業をしているため、その駐車場として活用するということでした。店舗のすぐ脇になり、ここに車６台分の駐車場を造る予定だそうです。

店舗のすぐ脇で、ほかの土地はなく、現在の駐車スペースが狭いため計画したということでした。

特に問題ないと思われます。御審議よろしく申し上げます。

議案第７号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 7 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第 8 号

会 長 日程第 5、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 8 号について御説明いたします。

議案書の 4 ページをご覧ください。

大山野地先の田 1 筆、面積 2,184 平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で農地区分は第 3 種農地相当となります。市街化調整区域内ですが、太陽光発電設備は建物に該当しないため問題はありません。

申請地に太陽光パネル 160 枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立ては行わず、整地及び転圧のみ実施します。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

工事中においては、火器使用設備及び電気設備等の管理を徹底し、事故防止に努めます。

また、工事車両が道路を占有する場合には、誘導員を配置し、交通事故防止対策を講じます。

施工後は、発電設備の周囲にフェンスを設置し、第三者の立入防止及び感電等の事故防止を図ります。

日照については、太陽光発電設備の高さは最大でも 2.1 メートル以下であり、隣接農地とは十分な距離を確保する計画としていることから、日照及び通風には影響を及ぼさないと考えます。

以上です。

会 長 ただいま、議案第 8 号について事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第 8 号について、1 番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号 8 号の現地調査の報告をいたします。

申請内容につきましては事務局の説明とおりです。

第 5 条による所有権移転で、太陽光発電施設への転用です。

申請地につきましては別冊 8 ページを御覧ください。

現地ですが、市道 4 号幹線、常代作木線を鴨川方面に向かい、スマートインター手前を左折し、館山道をくぐり 300 メーター先、左側となります。

6 月 19 日、立会人と現地を確認しました。草はありましたが、整備すれば問題ありません。

周辺農地は耕作放棄地となっている状態でした。また、近隣農家については説明してあります。

特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

会 長 議案第 8 号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎報告第 1 号ないし報告第 15 号

会 長 日程第 6、報告第 1 号ないし第 15 号について、報告第 1 号ないし第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 6 号ないし第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第 1 号ないし第 15 号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、報告第 1 号ないし第 15 号を終わります。

◎閉 会

会 長 以上をもちまして、令和８年第７回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和８年第８回農業委員会総会は、令和８年７月１４日火曜日、市長から農業委員任命後、新農業委員により市役所５階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(午後２時２３分)
